国内経済

鬼が嗤うか:03 年度制度改正による負担変化

所得低迷下の社会保険料負担増

社会保険料等の負担増傾向が 90 年代後半からジリジリと続いてきた。勤労者世帯の「家計調査」報告から見ると、小渕内閣時代の 99 年度に所得税・個人住民税あわせて約 4.1 兆円規模の恒久減税策が取られたことから、租税負担率は低下している。その一方で、勤労者の経常収入に占める社会保険料の負担比率（以下、保険料負担率という）は上昇をたどっている（図 1）。

図 1　社会保険料の負担率推移

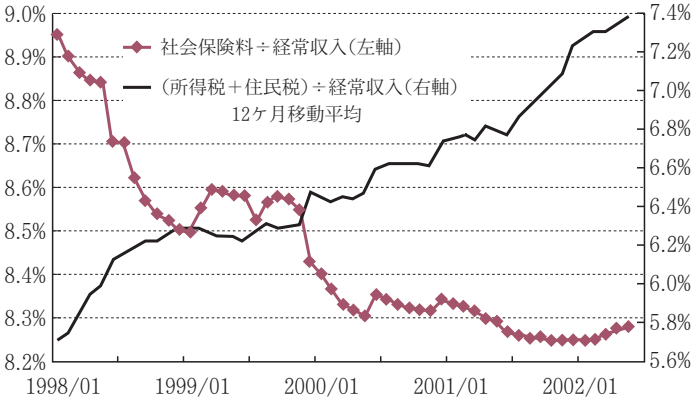

（総務省：家計調査から農中総研作成）

介護保険導入による負担増が加わり、保険料負担率は、97 年平均で 8.2%だったのが、2001 年平均では 8.9%となった。

2002 年も前年同月比＋0.2%～＋0.3%で推移しており、雇用・所得環境の低迷が続く中で、家計にとっては可処分所得の増加を抑える要因となっている。

予定される制度改正

正社員層の所定内賃金が減少に転じるとともに、残業手当等の所定外給与も前年比減少の状態が続いている。また、夏季賞与も 2 年連続の前年比減少となったと思われ、足元の所得環境は厳しい。

景気の底打ち・好転から雇用・所得環境も改善に向かい、2002 年度後半からは収入が増加に向かうことが期待されているが、2003 年度には①厚生年金および健康保険の保険料徴収方法変更（総報酬制導入）と②政府管掌保険の保険料率引き上げ、③サラリーマンの受診本人負担の 2 割から 3 割への引き上げなどの社会保険関係の制度改正が予定されている。

これらの制度改正によって、社会保険料負担が手取り収入である可処分所得を変動させることなどを通じ、個人消費へ影響を与えることが無いだろうか。

制度改正がもたらす負担変化

厚生年金保険の総報酬制導入について、見てみよう。

厚生年金の保険料は現在、「月給（標準報酬月額）の 17.35%＋賞与の 1%」を労使が折半して負担しているが、2003 年 4 月から徴収算定ベースが「年収の 13.58%」という形に変わる。2003 年度からは、毎月の給与に掛かる保険料率は低くなる半面、賞与に対しても 13.58%の保険料率が適用される。

従って、年収に占める賞与の比率が高い勤労者は、厚生年金保険料が増す可能性がある。この年間保険料が増加に転じる賞与比率の分岐点を計算すると、23.1%と試算される（図 2）。

2001 年賃金センサスによれば、全労働者平均の年収は 503 万円で、うち賞与は 103 万円である。年収に占める賞与比率は、103 万円÷503 万円＝20.5%。これに基づいて、変更前後の徴収保険料を試算してみよう。徴収保険料は月給賦課分：347.0 千円＋賞与賦課分：5.1 千円の合計：352.1 千円から、総報酬制導入によって、月給賦課分：271.6 千円＋賞与賦課分：69.9 千円の 341.5 千円に▲1 万円強減少する。

この試算であれば、手取り収入はむしろプラスとなる。しかし、これは、あくまで前記のよ

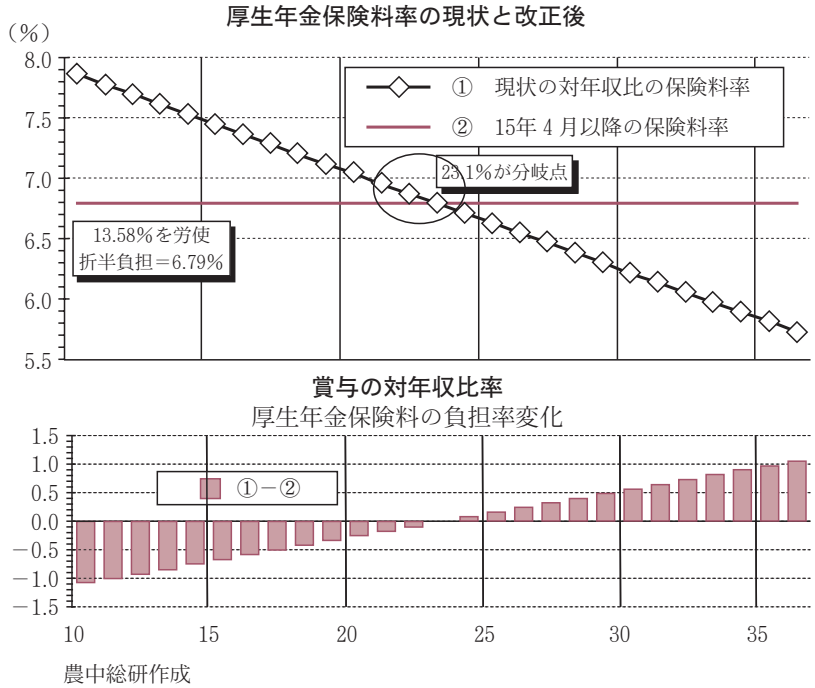

農中総研作成

%であれば2003年度に年間保険料は前年度比+1.2万円増、3割であれば同じく+2.9万円増となる。

健康保険の医療保険料も、同様に徴収算定ベースが総報酬制に移行する見込みである。

約19.5百万人が被保険者として加入する政府管掌健康保険では、総報酬制導入と保険料引き上げが同時に実施される。現在、労使折半で「月給（標準報酬月額）の4.25%」+「賞与の0.3%（本来は0.5%だが、0.2%を国庫が負担）」を本人が負担している。賞与に賦課される特別保険料に対する0.2%の国庫補助の取り扱いがどうなるかは不確定ではあるが、総報酬制では「年収の8.2%」を労使が折半する形となる。

うな年収の月給と賞与の構成の場合である。

もう少し詳しく負担の変化を見てみよう。賃金センサスによれば、年齢層別・企業規模別の賞与比率は、全企業平均ではすべての年齢層にわたって23.1%を下回る。しかし、従業員が1000人以上規模の企業平均では、40〜59歳年齢層で26%超に達する（図2）。

図　年齢別：対年収の賞与比率

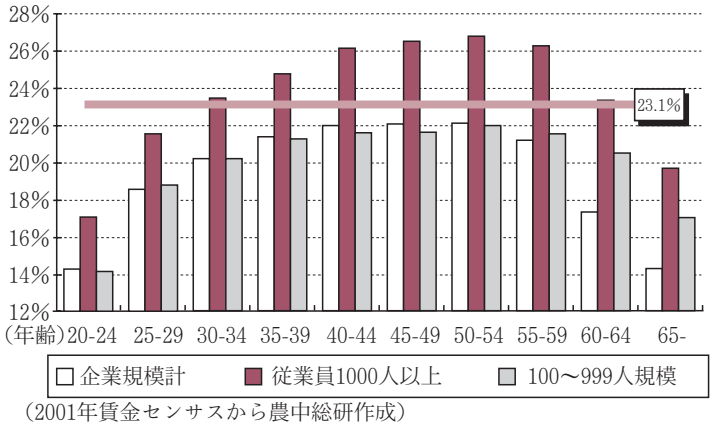

（2001年賃金センサスから農中総研作成）

前記の同額年収の503万円で、賞与比率が26

仮に国庫補助が無くなると仮定し、政府管掌健康保険加入者の賞与平均支給月が、1.9ヶ月であることを前提に試算すると、年収に対しての本人負担の医療保険料率は3.66%から4.10%へ+0.4%超上がる。

組合健康保険では、個別に保険料率が相違するとともに、賞与に対して特別保険料を賦課していない組合も多いが、総報酬制により賞与（賦課対象上限：200万円）に掛かる保険料率が引き上げられ、それに応じて納入する年間保険料が、重くなると見るのが自然だろう。

個人消費への悪影響のリスク

厚生労働省は、雇用保険特別会計の悪化に対応し、雇用保険料を13年4月の引き上げに続き10月から月収対比で+0.2%（労使折半で実際の被雇用者の負担は0.1%）緊急引き上げする方針である。さらに実現は流動的だが、2003年度の再引き上げも視野に置いて

いる模様である。

このような制度改正が及ぼす影響は、賞与比率の高い勤労者を中心に購買意欲を後退させ、消費抑制要因となるリスクは否定できない。

また、月給からの保険料控除が減る代わりに、賞与からの保険料控除が大幅に増えることによる消費行動に及ぼす影響も慎重に見なければならないと思われる。

これに加えて、使用者側の企業にとっても負担が増加する可能性があり、収益圧迫要因となる。

民間需要主導での景気好転を持続させるためには、個人消費による下支えが必要である。雇用・所得環境が改善し収入増加によって、負担増のマイナス効果は緩和されることを期待したいが、社会保険関係の制度改正による消費抑制効果を軽視すべきでないだろう。

（農中総研　渡部）